

旗

No.817

2022年12月2日

宗教法および宗教経営研究所

櫻井 罔郎

東京都中央区日本橋人形町1-17-7ナンヤビル602

<https://law396.com> (ローさくらドットコム)

2022年12月1日内閣提出法律案

# 法人等による寄附の不当な勧誘 の防止等に関する法律案

© Kunio Sakurai, 2022

# I 法律の目的

- 1 法人等による不当な寄附の勧誘の禁止
  - → 組織的な勧誘が対象なので、個人による勧誘は対象外
- 2 不当な寄附の勧誘を行う法人等への行政上の措置
- 3 法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護

## Ⅱ 法人等による

- 1 対象は「法人等による」寄附の不当な勧誘
- 2 「法人等」とは
  - (1) 法人
    - ① 宗教法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、など
    - ② 社会福祉法人、学校法人、医療法人、株式会社、など
    - ③ 国、都道府県、市町村、財産区、独立行政法人、など
    - ④ 宗教目的の寄附に限らない
    - ⑤ 地方自治体の寄附、学校の寄附、老人ホームの寄附、など

## II 法人等による

- (2) 人格のない社団・財団（法人でない社団・財団）
- ① 宗教法人でない宗教団体
- ② 信徒会、護持会、崇敬会、同好会、など
- ③ PTA、町内会、こども会、敬老会、婦人会、青年会、など
- ④ 政党、政治団体、消費者団体、労働組合、商工会、など
- ⑤ 宗教目的の寄附に限らない
- ⑥ 政治献金、政党・政治団体への寄附、消費者活動の寄附、など

## II 法人等による

- (2) 人格のない社団・財団（法人でない社団・財団）
  - ① 宗教法人でない宗教団体
  - ② 信徒会、護持会、崇敬会、同好会、など
  - ③ PTA、町内会、こども会、敬老会、婦人会、青年会、など
  - ④ 宗教目的の寄附に限らない
- (3) 個人
  - ① 個人は含まない
  - ② 表面上は個人でも、法人等の代理人・受託者であれば適用

# Ⅲ 寄附

- 1 個人から法人等へ
- (1) 個人から
  - ① 個人が事業のために行うものを除く
  - ② 法人等が行うものを除く
  - ③ 信徒会・崇敬会などが行うものを除く
  - ④ 個人が信徒会・崇敬会などに行うものは該当する
- (2) 法人等へ
  - 個人が法人等の代理人・受託者である場合を含む

# III 寄附

- 2 個人と法人等の双方行為（契約）
  - (1) 個人から法人等に、
    - 無償で、財産権を移転する（贈与）
  - (2) 個人から法人等に、
    - 個人の財産権を第三者に移転する委託（贈与委託）
- 3 個人から法人等への単独行為
  - 遺贈、喜捨、寄附、献金、布施、など

# IV 寄附の勧誘

- 1 配慮義務
- (1) 自由な意思を抑圧して、適切な判断を困難にしない
- (2) 本人・配偶者・扶養親族の生活の維持を困難にしない
- (3) 法人等を明示し、寄附財産の用途を誤認させない

# IV 寄附の勧誘

- 2 禁止行為
- (1) 退去を求められて、住居・業務所から退去しない
- (2) 退去の意思を受けて、勧誘場所から退去させない
- (3) 勧誘目的を告げず、任意退去が困難な場所に同行しない
- (4) 電話等による外部に相談する意思を受けて、  
■ 威迫言動を交え、連絡することを妨げる

# IV 寄附の勧誘

- 2 禁止行為
- (5) 社会生活の経験が乏しいため、恋愛など好意感情を抱き、  
■ 勧誘者も同様と誤信しているを知って、これに乘じ、  
■ 寄附しなければ関係が破綻する旨を告げる
- (6) 霊感等の能力による知見として、  
■ 本人・親族の生命・身体・財産等への  
■ 重大な不利益の不安を煽り（不安に乘じ）、  
■ 回避には寄附が必要不可欠である旨を告げる

# IV 寄附の勧誘

- 2 禁止行為
- (7) 借入により、資金調達することを要求する
- (8) 次の財産の処分により、資金調達することを要求する
  - ① 本人・配偶者・親族の現住建物・敷地
  - ② 本人の事業用の土地等・建物・減価償却資産
    - ㊦ 本人・配偶者・親族の生活に必要な事業に限る
    - ㊧ 事業の継続に必要な財産に限る

# V 寄附の取消し

- 1 取消しの要件
- (1) 寄附勧誘の際
- (2) 法人等が本人に、IV-2-(1)～(6)の禁止行為をした
  - ①退去しない、②退出させない、③勧誘場所への同行
  - ④外部連絡の阻止、⑤恋愛感情等の利用、⑥靈感等による脅し
- (3) 本人が困惑して、寄附の意思表示をした

# V 寄附の取消し

- 2 取消しの方法（民法）
  - 本人から法人等への意思表示（通知）による
- 3 取消しの効果
  - (1) 原則 初めから無効であったとみなす（民法）
  - (2) 例外 善意無過失の第三者に対抗できない（本法）

# V 寄附の取消し

- 4 取消しの期間（時効）
- (1) 追認できる時から1年
- ただし、IV-2-(6)（霊感等）の場合は3年
- (2) 意思表示の時から5年
- ただし、IV-2-(6)（霊感等）の場合は10年

# VI 扶養する親族のため

- 1 扶養する親族のための定期金債権
- (1) 被扶養親族は、
  - 本人に扶養してもらおう権利のある「債権者」
- (2) 定期金債権とは、
  - ① 定期的に、一定の金銭等の支払いを受ける権利
  - ② 年金、賃料、給与、養育費、保険金、利息、など
  - ③ ここでは、扶養のための定期金債権

# VI 扶養する親族のため

- 2 債権者代位権（民法）
- (1) 債権者（被扶養親族）は、
  - 自己の債権の保全のため、
  - 債務者（本人）の権利を行使できる
- (2) ただし、債権者は、
  - 期限が未到来の権利を行使できない
- (3) 本人に代位して権利を行使するので「債権者代位権」

# VI 扶養する親族のため

- 3 扶養義務等にかかる定期金債権
- (1) 夫婦間の協力・扶助義務
- (2) 婚姻費用の分担義務
- (3) 子の監護義務
- (4) 直系血族・兄弟姉妹の扶養義務

# VI 扶養する親族のため

- 4 被扶養親族のための定期金債権
- (1) 債権者（被扶養親族）は、
  - 期限未到来の部分の保全のため、
  - 債務者（本人）の権利を行使できる
- (2) 行使できる権利
  - ① 寄附の取消権
  - ② 寄附契約に関する取消権
  - ③ 上記による寄附給付の返還請求権（寄附金の取戻し）

# VII 内閣総理大臣の措置

- 1 報告の徴取
  - (1) 特に必要と認めるとき
  - (2) 寄附勧誘の業務状況の報告を求める
- 2 勧告
  - (1) 不特定・多数の個人に禁止行為があると認められ、
  - (2) 引き続き続行の恐れが著しいと認めるとき
  - (3) 当該行為の停止その他の措置を勧告

# VII 内閣総理大臣の措置

- 3 命令
  - (1) 正当な理由なく、勧告に応じないとき
  - (2) 勧告の措置を命令
  - (3) 命令した旨を公表
- 4 資料の収集
  - (1) 関係行政機関の長に対して
  - (2) 資料の提供、説明、協力を求める
- 5 消費者庁長官に委任

## VIII 運用上の配慮

- 1 法人等の活動における、
  - 寄附の役割の重要性に配慮
- 2 十分に配慮
  - (1) 学問の自由
  - (2) 信教の自由
  - (3) 政治活動の自由

# IX 罰則

- 1 内閣総理大臣の命令に違反
  - 1年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金
- 2 内閣総理大臣に報告拒絶・虚偽の報告
  - 50万円以下の罰金
- 3 法人等の代表者・代理人・従業者の違反
  - 行為者と法人等を罰する

# 櫻井圀郎略歴

- 現 職 宗教法および宗教経営研究所・所長教授、「法と神学」のミニストリーズ・代表牧師、宗教に特化した司法書士・行政書士・海事代理士 櫻井圀郎事務所。東京高等教育研究所・研究員、宗教と社会研究実践センター・副所長。日本キリスト教連合会・常任委員法務顧問、東京都宗教連盟・参与、東京都神社庁・行政実務相談役、京都仏教会・顧問、ほか。
- 元 職 東京基督教大学・教授、共立基督教研究所・所長。宗教法学会・理事、文部科学省・宗教法人審議会・委員、宗教と政治検討委員会・委員、産業広告アカデミー・委員、図書館協議会・委員長、ほか。
- 学 歴 名古屋大学法学部・大学院博士課程（民法専攻）、東京基督神学校、カリフォルニア州フラァー神学大学院神学高等研究院（組織神学専攻）、高野山大学大学院（密教学専攻）、ほか。

# Rev. Kunio Sakurai's Office of Law and Religion



**櫻井圀郎事務所**

宗教法および宗教経営研究所  
「法と神学」のミニストリーズ

**宗教法および宗教経営研究所**  
INSTITUTE FOR RELIGIOUS LAW AND MANAGEMENT

**「法と神学」のミニストリーズ**  
“LAW AND THEOLOGY” MINISTRIES

「宗教」に特化した法律手続・法律事務  
司法書士・行政書士・海事代理士 **櫻井圀郎事務所**

103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-17-7 ナンヤビル602

<https://law396.com> (ローさくらドットコム)